

介護給付費・訓練等給付費、障害児通所給付費自主返還手続き説明書

(1) 手続き方法

- ① 返還指示を行った高崎市（指導監査課）に対し、下記（2）の書類を提出してください。
- ② 高崎市（障害福祉課）及び国保連合会に過誤申し立てを行ってください。
（注）高崎市以外にも該当市町村が存在する場合は、各市町村に申し立てを行ってください。
※過誤申立手続きの仕方については、お問い合わせください。

(2) 自主返還処理に必要な提出書類

- ① 返還一覧表
※様式は高崎市指導監査課のホームページ「様式ダウンロード（障害）」からダウンロードしてください。
（注）返還件数が20件以上の場合、電子データ（返還一覧表のエクセルシート）も提出してください。
（注）シート記載の〔記入に当たっての留意事項〕を確認のうえ作成してください。なお、高崎市以外にも該当市町村が存在する場合には、市町村ごとにシートを作成してください。
- ② 利用者への返金に係る領収書の写し等
（注）自主返還の対象となった給付費について、利用者の自己負担が発生している場合は、利用者への返還も必要となります。利用者へ返還したことがわかる挙証書類（領収書の写し等）を提出してください。
- ③ 国保連から受領する障害福祉サービス費等過誤決定通知書の写し